

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年3月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 寺 川 拓  
同 道 端 孝 治  
同 中 西 吉日出

奈 監 第 155 号  
令和7年3月28日

奈良市長 仲川 元庸 様  
奈良市議会議長 森岡 弘之 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 寺 川 拓  
同 道 端 孝 治  
同 中 西 吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

（企業局）

事業部 水道計画課（技術監理室を含む。）

2 監査期間

令和6年10月29日から令和7年3月26日まで

3 監査方法

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年3月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、監査対象部局からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

なお、監査対象部局の説明において、事実に係る根幹の部分で大きな変遷が見られたために継続監査を行いました。

#### 4 監査結果

継続監査の結果は、次のとおりである。なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(企業局)

事業部

水道計画課（技術監理室を含む。）

##### 【指摘】

草刈委託において、設計書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、交通誘導員として、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けた警備業者の警備員（以下「認定警備員」という。）を配置することとなっていたが、実際には配置されていなかった。

このことは、受注者は契約に基づいた業務を履行していないことになり、所管課は仕様書に基づいた現場監督及び検収業務を適正に行っていなかったことになる。加えて、認定警備員が配置されていなかったことから、支払われた委託料のうち警備業務相当額については、過払が発生していることになる。

委託業務が仕様書で指定している内容に基づいて適切に行われているかの確認を確実に行うとともに、過払となっている警備業務相当額について速やかに受託業者に返還を求められたい。